函　教　文

令和８年(2026 年)１１月２４日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて，下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

１　北海道における縄文世界遺産の道南拠点施設の設置に向けた考え方（案）について

（文化財課　２１－３４６５）

北海道における縄文世界遺産の道南拠点施設の設置に向けた考え方（案）

令和 8 年（2026 年）11 月

北　　海　　道

令和6年（2024年）12月に策定した「北海道における縄文世界遺産の拠点形成方針」を踏まえ、函館市南茅部地域に設置する道南地域の拠点施設について、次のとおり目的や役割等の考え方を整理する。

第1　拠点施設の設置目的

道南地域における、縄文世界遺産の価値・魅力の発信や人材の育成、受入体制づくりなどの中核を担う施設として設置する。

第2　拠点施設の役割

拠点施設は、関係市町と一体となり、道南にある遺跡を活用しつつ、地域住民や地域の活動と連携を図りながら、以下の取組において、中核的な役割を担う。

- 縄文世界遺産の価値や魅力に関する効果的な情報発信や周遊の促進
- 遺跡の保全や活用の中心的な役割を担う人材の育成
- 多様化する観光形態に対応した体験プログラム等の受入体制づくり

第3　拠点施設の設置場所等

1　場所

拠点施設は、その役割などを踏まえ、魅力発信や人材の育成などを連携して実施していけるよう、集落の形成跡や縄文文化の発信拠点となっている函館市縄文文化交流センターに併設させ、一体的な施設として設置する。

設置予定地　函館市臼尻町 551 番地 1、553 番地 1

2 施設内の構成

拠点施設には、次のようなスペースを設ける。

（1） 展示・情報発信スペース

価値や魅力を分かりやすく伝えるための映像上映や展示など、情報発信を行うためのスペース

（2） 多目的スペース

研修プログラムや体験プログラムの実践のほか、研修会や講演会、学習会など、多様な用途に活用できるスペース

（3） 事務スペース等

事務室や収蔵庫のほか、ロビーなどの共用部

区分	主な内容
展示・情報発信スペース	・映像上映・パネルの展示など
多目的スペース	・研修・体験学習・地域利用など
事務スペース等	・事務室、収蔵庫、共用部など

第4 拠点施設の設置に関連した検討項目

拠点施設の設置に当たっては、次の事項を併せて検討を進める。

1 その目的や役割を踏まえた名称

2 効果的・効率的な運営を図るための管理手法

3 札幌市内や函館市中心部において拠点施設への来訪を促進するための発信手法

第5 拠点施設の設置スケジュール

拠点施設については、基本設計や実施設計を行った上で、有識者の意見を聞きながら展示の整備等を進め、令和 13 年度（2031 年度）の縄文世界遺産登録 10 周年を踏まえた供用開始を目指す。